

福岡市国家戦略特別区域会議（第1回）議事要旨

1. 日時 平成26年6月28日（土）10:58～12:03

2. 場所 福岡市役所15F講堂

3. 出席者

新藤 義孝 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

高島宗一郎 福岡市長

中村 耕二 We Love天神協議会会長

小泉進次郎 内閣府大臣政務官

竹中 平蔵 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

川本正一郎 内閣府地域活性化推進室長

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

4. 議題

(1) 福岡市国家戦略特別区域計画（素案）について

(2) その他

5. 配布資料

資料1 福岡市国家戦略特別区域会議（本会議）運営規則（案）について

資料2 福岡市国家戦略特別区域計画（素案）について

資料3 福岡市提出資料

資料4 We Love天神協議会提出資料

参考資料 福岡市国家戦略特別区域会議 出席者名簿

(議事概要)

【藤原地域活性化推進室次長】

それでは、定刻でございますので、ただいまより第1回福岡市国家戦略特別区域会議を開催いたします。

出席者の皆様の御紹介につきましては、お時間の関係もでございますので、お手元に参考資料として配付をさせていただいております出席者名簿にかえさせていただきます。

また、本日は産業競争力会議にかかわってこられた小泉内閣府大臣政務官にもビデオの会議システムを通じて御参加をいただいております。

また、民間有識者として、竹中平蔵様に御臨席をいただいております。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の運営について、お手元の資料1を御覧いただければと思います。

運営規則におきましては、会議の公表などを定めてございます。御意見等はございますでしょうか。よろしければ、それでは、この運営規則を原案どおり決定させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、新藤国家戦略特区担当大臣より御発言をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【新藤内閣府特命担当大臣】

おはようございます。国家戦略特区担当大臣を務めております、総務大臣の新藤であります。

きょうは、この国家戦略特区、福岡における第1回の会議ということでございまして、いよいよこの特区会議を立ち上げることができました。これまで御尽力をいただいた関係の皆様方、そして、福岡の高島市長さんを先頭にして、本当に熱心に取り組んでいただいた事業関係の皆様方に御礼を申し上げたいと、このように存じます。

この国家戦略特区は、アベノミクスの目玉であります。我が日本政府として、これをもって経済の新しい扉をあげようと、国内の経済を活性化させるとともに、世界に出ていくんだと。それから、世界の経済をこの国に取り込んでこようと、そのための大胆な規制緩和を初めとして、さまざまな取り組みで、国と、そして地方と、また民間と、これが一体となって、それぞれ事業体となってこの仕事を進めていこうという取り組みでございます。

したがって、地域の皆さんから、また事業主体の方々から御提案をいただいて、それを国が選択をして、採択をすると、このようなことではありません。国も含めて一緒になってこの事業をやっていくんだということでもありますから、自分たちでやりたいこと、またできることをどんどんと御提案をいただき、また、一緒になって国を引っ張って行っていただきたいと、そういう気概でお願いをしたいと、このように思うわけであります。

特に、この福岡につきましては、極めてコンセプトがはっきりしていて、非常に目的性を持って御提案をいただきました。それが、きょうは竹中先生もお出ましをいただいておりますけれども、戦略特区ワーキングチーム、そして、特区諮問会議の中で評価の高かったことであります。

それから、私ここに参りまして、今エレベーターに乗りましたら、さりげなく国家戦略特区のこれまでの取り組みというのが一覧でずらずらと出ておりまして、皆さんのやる気が感じられるわけであります。ぜひこういう仕事は厳しいいろいろな交渉もありますけれども、しかし、新しいものをつくり上げていくクリエイティブな喜びと、それから楽しさをもって、楽しいところに人が集まってくるわけであります。きょうは中村会長さんにも御出席いただきました。民間の皆さんにも、ぜひこの勢いを伝えていただいて、そして、今はまだ始まったばかりでありますから、どんどんと計画は追加していただいて結構でありますし、さらに必要な規制緩和があれば、我々はそれを即座に対応していきたいと思えます。国家戦略特区のキーワードはスピードと実践であります。総理からは、2年以内に集中改革せよと、こういう御指示が出ているわけでありまして、既にもう半年たっておりますから、あと1年半なんですね。そういった意味で、まずこの福岡における国家戦略特区を現実のスケジュールに乗せていきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【藤原地域活性化推進室次長】

新藤大臣ありがとうございました。

続きまして、小泉内閣府大臣政務官に御発言をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【小泉内閣府大臣政務官】

よろしくお願ひします。きょうは、テレビ会議で出席をさせていただきますが、高島市長には以前からいろいろといろいろな会議でお会いすることがありますが、多分、新藤大臣のおっしゃったエ

レベーターの取り組みの資料というのは、高島市長の性格からすると、おそらく戦略的に、大臣が来られるということで貼ったのではないかなと思いますが、その特区に対する意欲を、まさにスピード感を持って実現させていくというのが、この区域会議のスタートの大きな理由だと思います。

実は、私の地元の神奈川県は、全域が国家戦略特区の指定を受けました。そして、きのうも地元の市長ともお会いをして、市役所の中に特命チームみたいなものを立ち上げるべきだとか、また、市内だけではなくてさまざまな有識者の協力を得て、この特区の中で何ができるかを主体的に考えるべきだと、そういったことも言わせていただきました。

先ほど、大臣からお話がありましたとおり、この特区の区域会議の大きな意義は、国と地域の自治体と、そして民間の事業者が、対等の立場で何ができるかを考えるというところに意味がありますので、陳情や要望の場ではなく、一緒になって、何ができるかを考える。

そしてもう1つは、やはりスピード感、そのスピード感を持って、特に福岡市の場合、先ほど大臣がおっしゃったとおり、雇用と創業の部分で大変テーマが明確でありますので、まず、この初期メニューの実現をスピード感を持ってやっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞお願い申し上げます。

【藤原地域活性化推進室次長】

小泉政務官ありがとうございました。

それでは、プレスの方々、速やかに御退出をお願いいたします。

<プレス退室>

【藤原地域活性化推進室次長】

本日は、福岡市の区域計画の素案などにつきまして御審議をいただきたいと思っております。

まず、事務局より資料2の福岡市国家戦略特別区域計画素案の概要につきまして御説明をさせていただきます。

1ページを開いていただきまして、まずは、特区の名称でございます。

これは総理からも、また、今、大臣からも、政務官からもお話がございましたが、福岡市につきましては「創業のための雇用改革拠点」という位置づけで指定されましたので、この点も踏まえま

して、名称を「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」とさせていただいております。

次に、2でございます。

特定事業の内容等ですが、こちらは、都市再生・まちづくり分野のエリアマネジメントに係る道路法の特例事業がメインになってございます。後ほど、中村会長からも詳細の御説明があると思っておりますけれども、4つの地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及びさらなる誘致促進を図るというものでございます。

現在、既に公安委員会との協議中ということですが、今秋をめどに事業を実施するという予定になってございます。

具体的には、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー、We Love天神協議会、博多まちづくり推進協議会、御供所まちづくり協議会の4団体が、天神、または博多駅前などの道路を対象に事業を行うということでございます。

なお、注で書いていますが、福岡市の特区としましては、こちらのエリアマネジメント以外の旅館業法の特例などの事業も活用する予定ということでございます。

ページめくっていただきまして、2ページですが、国家戦略特区法につきましては、法律上、この区域計画の中に、この特定事業の成果といたしまして、経済的社会的効果の見込みというものを記載する予定にしてございます。

福岡市はかねてから、ここに書いていますような特区の目標、効果ということにつきまして、定量的な提案を出していただいておりますので、これらも参考にさせていただきながら、さらに精度を上げて検討することにしてございます。

続きまして、法律上の特定事業ではありませんけれども、先ほどからもお話がありましたこの特区の最大の柱、目玉となる初期メニューの一つ、「雇用労働相談センターの設置」についてでございます。

書いていますように、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行って、創業間もない企業等を中心に雇用指針等も活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を、今秋をめどに速やかに設置をすることにしてございます。

また、こちらは後ほど高島市長より、また詳細な御説明があると思っておりますが、福岡市の事業としまして、スタートアップカフェ、これを併設していただきまして、これと一体的に運用するという形になってございます。

なお、また、この初期メニューにつきましては、この雇用労働センターの件以外にも、下に書いていますが、外国医師の診察解禁、それから古民家等の歴史的建築物の活用など、全国規模での規制改革事項についても積極的に活用するというようにしてございます。

最後のページ、3ページでございます。第2部ということで、これは追加メニューの関係でございます。

今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等といたしまして、5つの検討項目を記載してございます。

この(1)から(3)までは、これは6月24日に成長戦略改訂版を閣議決定させていただいておりますが、その中にも重ねて記載されている、既に閣議決定されている項目に重なっております。

(1)についてですが、これは創業人材やそのスタッフ、さらには地場中小企業に就職する外国人の受入れ・定住を一層促進するといった項目でございます。

具体的には起業家等に対する投資最低基準、今、運用で500万円以上となっておりますが、これの引き下げ、また、透明性を図るとともに、思い切って基準設定や運用を区域会議自体に委ねることによって、新たな仕組みをつくっていかうと、こういったことを検討することにしております。

(2)についてですが、法人設立手続の簡素化・迅速化ということでございます。

グローバル企業も含めまして、企業の設立等をワンストップで支援する。登記・年金等の創業時に必要な各種手続のワンストップ化、簡素化を検討するというようにしてございます。

3番目についてですが、出入国手続の迅速化・円滑化につきまして、こちらも出入国審査関連業務、これの民間委託をさらに拡充するなど、こういった入国管理手続の迅速化・円滑化を進めて、MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高めていかうと、そういった趣旨でございます。

4番目が、航空法高さ制限のエリア単位での緩和ということでございます。こちらも後ほど市長より詳細なお話があると存じますが、空港が街なかにあるということもありまして、これはビルを建てる際にも高さ制限が非常に厳しいと。建物ごとの個別審査があるということなんですが、これを一歩進めまして、一定のエリア単位でこの規制緩和をしていくといった趣旨になってございます。

最後に5番目、税制、法人税などについてですが、こちらがかねてより福岡市のほうから御主張、御提案がありますが、創業5年以内、スタートアップに着目した法人減税などにつきまして、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討するとさせていただいております。

以上で、現在検討中の福岡市区域計画の素案、概要の説明を事務局から終わらせていただきます。
それでは、続きまして、区域計画につきまして、市における取り組みの詳細を、高島福岡市長より御説明をお願いしたく存じます。市長よろしくお願いたします。

【高島福岡市長】

どうぞよろしくお願いたします。

今、御説明いたしました内容の、幾つかピックアップして深掘りをさせていただければというふうに考えております。

資料3になりますので、ごらんいただければと思います。

1枚めくっていただければと思います。

この雇用労働相談センターをどのようにして実現をしていくかということに関して、福岡市からぜひしていきたいというのは、スタートアップカフェという、このいろいろな創業に必要な機能をしっかり、この雇用労働相談センターにプラスして、加えてスタートアップ・コミュニティの交流拠点をつくっていきたくと考えています。

具体的には人材のマッチング、それから、スタートアップしたいというような起業者、また、そこで働きたいという方、こうした方への情報提供、相談にも乗ることができる。マッチングもする。それから、起業のための手続が非常に煩雑であるという問題があることから、コンシェルジュを常時置くことによって、開業手続をワンストップ化、これが福岡市としてできることをまずこの中でしっかりやっけていこうと思います。こうした機能にプラスアルファして、雇用労働相談センターをつけることによって、よりここの拠点づくりをしっかりしていきたいと思っております。

さらに、今は開業手続ワンストップ化は福岡市ができる範囲内でもろもろすることになっているんですが、さらに追加の規制改革として、法人設立手続の簡素化、迅速化、こうしたことを今後の規制改革に加えてはいかがかというふうに考えております。

それから次のページ、2ページをお開きください。

これは在留資格に関してのお話でございますけれども、今、海外の起業家がですね、外国人起業家の方が創業しようというときに非常にハードルが高うございます。事業資金500万円以上で、しかも事務所を既に持っていなければいけないとか、いろんなハードルがあるわけですが、ここをもう少しハードルを低くすることによって、海外からの対日投資を促していきたいと考えております

ので、外国人投資家に関する在留資格の創業という、資格として創業という部分を新たに新設を、ぜひしていただければと考えております。

今、そのためにも外国人起業家を支援するためのワンストップサービスですとか、もしくは赤字になると、すぐに在留資格が更新できなくなって帰らなければいけないですから、このあたりは事業の継続性が確認できれば、在留期間を延長してもいいんじゃないか。そのチェック、つまり事業計画や資金力というのは福岡市のほうで審査をしっかりと、それを添付書類としておつけするので、そうしたときに在留資格の更新ということもぜひできればと考えております。

ほか、もろもろありますけれども、今回は素案の中に合意にはなかなか至りにくい状況にまだあるんですが、留学生の採用を前提としたインターンシップの実施に関連して、インターンシップの場合は就職の働きかけができないわけでございますけれども、やはり創業企業にいい人材をいかに供給していくかということが今物すごく大きな課題になっていて、大企業志向というのが非常に強うございますので、そうした企業ではなくて、ベンチャーにいい人材がいくためには、やはり実際に働いてみて、そして、そこでどんな夢を、どんな将来を描いているのかということを経験していくことが大事かと思っておりますので、インターンシップ中の就職の働きかけをぜひベンチャー企業には認めていただきたい、こういうことでございます。

それから、航空法の高さ制限。きょう、皆さんも飛行機をお使いになられて、とても福岡は空港に近いなと思っていただいたと思うんですけども、一方で、都心と近いメリットの反対のデメリットとしては、すり鉢状に空港を中心として高さ制限が斜めに設定されているんですね。実はこの博多駅周辺、福岡の天神周辺はビルが極めて古うございます。どうしてかということ、高さ制限と、それから、建築基準法の改正以前に建った建物なので、建てかえると条件が悪くなるんですね。これが建てかえをおくらせている一番の要因でございますので、こうした高さ制限を今は、例えば、この市役所周辺だと67メートルなんです。ところが、例外的に、個別交渉すれば76メートルまで実は高さ制限いくんですね。具体的にいくと、今、ここは15階です。17階までは例外的にオーケーになっているんです。でも、この交渉は一個一個になっているので、これがやはり非常に手続にはコストもかかる、時間もかかるので、皆さん諦めるわけです。ここをエリア単位で航空法高さ制限の規制を緩和ができるということになれば、それこそまさにグローバル企業が入るに当たって、今、福岡の問題は、セキュリティーに対応できている建物がないとか、OAフロアに対応できないという、本当に古いビルで対日投資の阻害になっておりますので、こういったところは規制を緩和する

ことで大きな需要があるものと考えております。

では、次のページをごらんください。3ページ目です。

これも追加の規制の話ですが、スタートアップ法人減税ということで、これは特に、創業期の企業への成長の後押し並びに対日投資の促進ということで、シンガポールが17%ですから、そこ以下の実効税率の設定をすることによって、その5年間でいくと、実際問題、福岡市内でいっても企業の中で黒字を出して税金を納めている企業は3割ぐらいなわけですね。さらに、その中でスタートアップ企業というのは、最初はやっぱり赤字が多いですから、逆に言うと、そんな5年間の中で税金を納めているような企業にスピード感を持って成長してもらおうということが、まさにその5年以降の雇用創出と、それから、税源の涵養ということに非常に寄与するものと考えておりますので、こうしたことを提案しているわけでございます。

私からは以上でございますけれども、とにかくこの規制を緩和、国家戦略特区を成功させるために、福岡市としてもいろんな施策をパッケージとして提案して、ぜひこれを成功させていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

【藤原地域活性化推進室次長】

高島市長、ありがとうございました。

続きまして、民間事業者の代表といたしまして、中村We Love天神協議会会長から御発言をお願いします。

【中村We Love天神協議会会長】

御紹介いただきましたWe Love天神協議会の中村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

道路法の特例事業の実施主体として、先般、公募に応募させていただきましたけれども、選定されました4事業者の代表ということで参加させていただいております。

国家戦略特区の趣旨は、国、地方、民間の3者で特区を進めるということでございますが、私どもは民間の立場で特区の実現を図ってまいります。

1枚目をごらんいただきたいと思います。

簡単に私どもの団体の紹介をさせていただきます。

私どもWe Love天神協議会は設立が平成18年でございまして、恐らく既成市街地としては日本で初めての本格的なエアリアマネジメント団体ではないかと思っております。

この福岡市役所が所在いたします天神地区が活動エリアでございまして、産学官の御参画をいただきながら、年間を通じて記載のような事業を実施いたしております。

現在、会員会費収入で2億円強、2億円から3億円ぐらいの間でございまして、そういう予算規模でやっております。しかしながら、安定的な財源確保のためにも、今後はB I Dなどの制度化も関係機関の御協力をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

2枚目をお願いいたします。

この特区の政策課題でございましてM I C Eでございまして、福岡市における国際会議の開催件数は、東京23区に続きまして、4年連続国内第2位となっております。

記載のとおり、福岡は魅力的な都市空間が形成されている、日本で最もアジアに近接した大都市である、空港と都心が近接しコンパクトな都市構造である、市民の温かいホスピタリティーがあるなどが理由ではないかと考えております。

我々エアリアマネジメント団体は、市民や行政と一緒にしまして、都市空間やホスピタリティーの魅力創造を図ってまいりました。現在では、国内外のクリエイティブ人材やM I C Eを呼び込む環境の充実に努めているところでございます。

この4月にはM I C E誘致をワンストップで対応すべく、我が国初のM I C Eビューロー「Me e t i n g P l a c e F u k u o k a」を立ち上げたところでございます。諸外国では屋外でのイベント実施が多くなされてございまして、ユニークベニュー開発はM I C E誘致に非常に効果が大きいと考えております。

福岡でも地域の商店街を活用してパーティー等を開催した実績もございましてけれども、今回は特区を活用して、さまざまな個性を持った8つの道路空間で魅力的なイベント開催や市民との交流を図っていきたくと考えております。

3枚目をお願いいたします。

具体的な計画の一例を御説明いたします。

この通りは、天神きらめき通りと愛称で申しておりますが、この天神地区の中でも商業、ビジネスの中心部に位置いたしまして、最も人通りが多いエリアとなっております。この通りは、商業施設の開発に合わせて民間事業者が用地を大きくセットバックして、歩行やアメニティー空間を大き

くとり、大変良質な空間として生まれ変わった地区でございます。

今回の特区では、国内外から人が集い、最も賑わいのある空間を活用しまして、人と人の触れ合いや交流の場として事業化を図っていきたくと考えております。

4枚目をお願いいたします。

この通りは承天寺通りでございます。承天寺というのは、鎌倉時代の初期に聖一国師が開いた由緒ある禅寺でございまして、我が国におけるうどん、そばの発祥の地と言われております。この承天寺があるエリアは、古来から文化商業の中心でございまして、現在は都市景観形成地区に指定されております。

承天寺通りでございしますが、地域の方々の熱心な活動もございまして、ことしの春、歴史や風情を感じさせる地域と融合した通りに再整備されました。また、新たな博多のシンボルとなり、末永く繁栄を願う観点から、ウェルカムゲートとして、博多千年門が築造されました。このたびはこうした環境を活用しまして、夜間の幻想的で情緒あるイベントなどを開催いたしまして、福岡をアピールしていきたいと考えてございます。

最後に、我々エリアマネジメント団体は、特区の実施主体として、早急に公安委員会と協議いたしまして、政策や特区目標の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【藤原地域活性化推進室次長】

中村会長、ありがとうございました。

それでは、残された時間につきましては、区域計画（素案）につきましての意見交換の時間とさせていただきます。

挙手をいただいた上で御発言をいただければと思います。小泉政務官、済みません。

【小泉内閣府大臣政務官】

1点だけいいでしょうか。

【藤原地域活性化推進室次長】

お願いします。

【小泉内閣府大臣政務官】

先ほど高島市長から御説明をいただきましたけれども、素晴らしいなと思ったのは、まず福岡市でできることというのがしっかりと明示されているというのは、国の動きを待ったりとか、そういった発想ではない、この区域会議の三者対等なんだというのをまさにあらわしている、素晴らしいところだと思いました。

その上で、市長に御確認をさせていただきたいのは、雇用労働相談センターと、スタートアップカフェ、これらは初期メニューですごく核となる大事な事業だと思うんですが、この実現に向けた工程表のような、そういったものというのは今どれぐらい固まっているのか、また、これからつくる予定があるのかとか、そこら辺をぜひお伺いしたいなと思います。

【高島福岡市長】

ありがとうございます。スタートアップカフェというようなものですが、今、実はもう既に公募しております。このスタートアップカフェは、これはこれで単体でしょうと思っていて、既に福岡市として予算を3月議会で通していました。

それで、4月になってから、すぐに実は一度公募していたんです。ところが、やはり今回その特区に福岡市が選定をいただくということに合わせて、雇用労働相談センターを確実に福岡市内のどこかにつくることになった。かつ、今ワンストップ窓口というのも、制度は固まっていないけれども、自分たちで、要するにできることはもっともっとあるはずだという、こういった機能もすべて合わせて1カ所に拠点化をしたほうがあらゆる情報が集まってきて、実際の起業家にとっては使い勝手がいいのではないかと。こうしたことから、一度していた公募を取りやめました。発表を取りやめました。それで改めて制度設計をして、雇用労働相談センターも入れて、さらにワンストップ窓口も自分たちで全部できることはやるということで、制度設計をし直した上で、今既に公募をまたスタートいたしました。オープンは、10月のオープンというところで今計画を進めているところでございます。

【小泉内閣府大臣政務官】

ありがとうございます。ぜひ10月にしっかりと実現できるように、次回ではよりはっきりとした

ものが出てくるのを期待しています。よろしくお願いします。

【高島福岡市長】

ありがとうございます。

【藤原地域活性化推進室次長】

ありがとうございました。

それでは、竹中先生より、御発言をいただければと思います。

【竹中国家戦略特別区域諮問会議有識者議員】

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、区域会議がこのように早期に皆さんの御尽力で、そして、新藤大臣のリーダーシップで立ち上がったことに心から敬意を表したいと思います。

大臣の御挨拶の中にありましたけれども、これをうまく機能させることがアベノミクスを成功させることにダイレクトにつながっているというふうに思っております。

初回なので、ぜひもう一度確認の意味も込めてですけれども、この特区というのを提案させていただいたときに、やはりこれは岩盤規制を突破しなければいけない、その突破を国、地方、民間が一体となって、この区域会議というのは、いわばミニ独立政府であって、それぞれが陳情ではなくて、何をやるかということを決めていく。それに対して、国の制度で何かを変えなきゃいけない問題については、特区諮問会議でやっていくと。そういう基本的な確認をぜひさせていただいた上で、改めてですけれども、幾つかの高島市長のリーダーシップで具体的な話が出ている、それは大変すばらしいことであると思います。

まず、やはり初期メニューの具体化というのが何よりも重要です。その中で、今雇用労働相談センターの話等々、この秋、10月というふうに明示されましたので、それを今までのカフェと合わせておやりになると。今のお話ですと、今後、もう一つのテーマである追加的なメニューについては、法人設立手続の簡素化、ワンストップ化というのは、我々大変重視をしているんですが、それももう同じところで、同じようなイメージでやりたいと、そういうところでもよろしいわけですね。

【高島福岡市長】

はい、そうですね。

【竹中国家戦略特別区域諮問会議有識者議員】

この項目は、成長戦略のこの間の中に書き込まれているわけですが、多分、法務省を中心に、非常に幾つかの改革があって、この間の会議でも谷垣法務大臣に来ていただいて、法務省としても尽力するという、その基本方針はいただいているので、これは国のほうでしっかりとやっぴかなきゃいけないということなのだと思います。

その上でですが、さらに市長に幾つかお願いしたいのは、我々、最初から福岡を特区にするべきだと考えるに至ったそのプロセスをいろいろ議論させていただいて、いろんなアイデアをいただいた。その中には、いろんなメニューが入っていたと思います。現時点で、エリアマネジメントの話が具体化しておりますけれども、それ以外のところについては、今後の課題ということになっていると思うんですね。その他の初期メニュー、国が示している初期メニューについて、ぜひ早急に具体的な案を示していただきたいと思うんです。もう進んでいるものについては事業者まで含めて、ぜひ次の会議では示していただきたいし、その他、まだ今回には出ていない、家事労働の話とか、これは多分ベンチャー支援の中でもすごく重要になってくる話なのだと思います。

それともう一つ、これも具体的なベンチャー支援ということになるかもしれませんが、これはたまたま2日前に日経新聞に取り上げられていたんですけれども、保育園を、株式会社ができるかできないかというのは地方によってすごく違っている。社会福祉法人に限っている自治体が結構あると。福岡は残念ながらそうなっているということで、恐らくベンチャーを立ち上げるときに、株式会社でやりたいというようなベンチャーも出てくると思うので、そこはやはりベンチャー推進の旗手として、そういうものの規制緩和をぜひ一緒にやっていただきたいなと思います。

いずれにしても、私としてはワンストップ化、3ページに書いている法人設立手続のワンストップ化、迅速化、これの先鞭をやっぴり福岡に切っていただきたいんです。いろんな難しい問題が必ず規制改革には伴いますけれども、福岡、つまり東京圏のように大き過ぎると、またそれで厄介な問題が出てくると。その意味では、いい意味で福岡ってコンパクトであって、いろんなことを先鞭切ってやっていただける重要な場になるだろうということを我々は大変期待をしておりますので、今のような点について、次回までに何かさらに高島市長らしい前向きなものを何か出していって

ただきたいなと思います。

【高島福岡市長】

ありがとうございます。今、特にここに書いています旅館業法の特例などに関しては、具体的に既にもう民間からの提案というのも、福岡市は特区選定されてからすぐ民間アイデア募集ということを行って、その中にも具体的プレイヤーからの提案というのがありますので、より具体的なものが次回またさらにお示しができるように、一緒になってぜひこの中で決めていければというふうに思います。

それから、ワンストップの話なんですけど、もちろんこれからいろいろな省庁と話していく上ではあると思うんですけど、まず福岡市としてできることとして、法務局などが開業までの手続に時間がかかるのは、何の知識もない人がいきなりそういう場所に行っているいろんなことを聞くと。だから、こういうところで時間がかかってしまって、当局の皆さんも非常に時間がかからざるを得ないという状況もあるんですね。ですから、福岡市のつくるスタートアップカフェなどにはコンシェルジュ等も置きますので、こういうところに対応できることは全部こちらが仕事を引き受けて、そして、できるだけ法務局等のする仕事を少なくするというような中で実際の期間を短くするとか、こうしたことで実際にワンストップということができる中ではやっていきますが、さらに今、国のほうで提案をしている根本的なワンストップの話もそのままスライドでできるように、まずできることをスピード感を持って実態からやっていきたいと思っています。

【竹中国家戦略特別区域諮問会議有識者議員】

今を受けて、区域会議を有効に機能させるために事務局のほうに少し確認というか、お伺いしておきたいんですけども、例えば、3ページに書いている今後取り組むべきメニューについて、具体的にどの法律ないしはどの省令のどこを改革していく必要があるのか。そして、それをどのようなスケジュールでやっていくのか。それは国の側が一生懸命やらなきゃいけない話で、諮問会議でも一生懸命やらなければいけない話で、地方からの要求、国のメニュー、それが好循環をつくっていかねばいけないと思うんですけども、こうしたそれぞれの問題について、どういうスケジュール感で今後進めていくのがこの区域会議をうまく回していくために重要というふうに見ておられるか。全体の感触で結構ですので、少し御説明があるほうがいいかなと思うんですけども。

【藤原地域活性化推進室次長】

ありがとうございます。先ほど申し上げましたが、この5つの項目、追加検討項目の中で、(1)から(3)が産業競争力会議、竹中議員にも御参加いただいたそちらのほうでもオーソライズいただきました。6月24日、改訂日本再興戦略という中にも明示をさせていただいているところでございます。

特区諮問会議でも御議論いただきましたが、その際に総理からも御指示がございましたが、法律改正を伴わないものについては遅くとも今年中に、それから法律改正を伴うものについても次期国会、臨時国会があるかどうかというのはまだわかりませんが、次の国会での議論に持っていくようにという御指示をいただいておりますので、そういった観点から、この5つの項目について整理をさせていただきますと、(1)につきましては、これは500万円、投資最低基準のところ、これは告示にも書いていないところでございます。まず告示の改正とか、そういったことが必要になります。さらに、基準設定や運用を区域会議に委ねるところまでいきますと、これにつきましては法務省とも引き続き議論の必要がありますが、思い切った入管法上の新しい枠組みの創設という意味で、入管法の改正ということにつながり得るという整理をしてございます。

それから、(2)につきましては、これも運用でももちろんできる部分というのはございますけれども、成長戦略の中には、こういったワンストップセンターを区域会議等にぶら下げるという位置づけにしてございます。区域会議というのは法律事項ですので、これを実現するためには法律上の措置が必要な可能性は高いというふうに考えています。

また、ここには登記、年金だけ書いていますが、これは安倍総理も大変強い関心をお持ちなのですが、企業の定款の認証を行う公証人・公証役場の関係制度も、これを改革するというメニューも成長戦略には書いてございます。ワンストップセンターに公証人に来ていただくためには、これは法律改正が必要だというような整理もしておりますので、それも法律事項になり得るという形でございます。

(3)につきましては、これは基本的には、今でも実は入国審査業務、法務省のほうで民間委託しておりますので、これは運用の話として、さらに一層民間委託を活用するという形になると思います。

(4)につきましては、まだこれから精査させていただく必要があると思いますが、高島市長御提

案のとおり、これは航空法上の制約でございますので、法的措置の可能性が高いというふうに考えてございます。

税制につきましては、これは来年度税制改正要望に関する通常のスケジュール、8月末までに財務省に要望するという中で、現在も今指定させていただいている特区の皆様の要望を聴いているところですが、年末に向けて事務的には要求をしていくという形になろうと思います。

全体として、最初に整理したように、法律に係るものについては次の国会、そうではないものについては年内を目途に速やかに、これはワーキンググループ、また諮問会議の先生方の御尽力をいただきました上で、制度改正に持っていくという、総理指示に沿った話になると思っております。

以上でございます。

【藤原地域活性化推進次長】

大臣お願いします。

【新藤内閣府特命担当大臣】

これは質問というか、状況を教えていただきたいんですけども、このエリアマネジメント、こういうものが活性化することが実は持続可能という意味においては非常に重要になってくるんですね。実践的な議論としては、ここは非常に重要だと思います。

そこで、今、中村会長のほうからも御指摘ございましたけれども、持続可能な組織体制づくりとあわせて、安定的な財源確保と、B I Dの制度化という話がございます。これは私、実はこれからイギリスに行って少しこの辺のことを調べてこようと思っているんですけども、今も我が国でも条例や、皆さんで自主的ルールとしてやっているんですけども、何が足りないのでしょうか。実際にB I Dを制度化すればうまくいくものなんですか。その辺の実践のところを教えてくださいと思います。

【中村We Love天神協議会会長】

私どももまだ勉強の途上でございますが、昨年、ニューヨークにB I Dの調査という目的で行ってまいりました。アメリカでは各種いろんな形でやっているわけですが、合計で400以上のB I Dがございます。ニューヨークでは70以上たしかあったと思います。これは、B I Dは地区によって

さまざま目的というのは違いまして、当初はやはり、セーフ・アンド・クリーンといいたいまいしょうか、アメリカが抱えている課題解決のための地域からの立ち上がりというような側面があったと思いますが、今ではやはりビジネス環境を向上させるとか、よりやはり経済に特化したようなマターも取り組んでいるというのが実情でございます。

私も、なぜこれが必要かと思っておりますのは、先ほど御説明しましたように、毎年3億弱、2億から3億ぐらいの事業費を実は投入しておるわけですが、やはりこれが持続的にずっと継続できるためには、やはり安定的に財源が確保できるという仕組みがどうしても必要だと。これはアメリカの例でいいますと、B I Dは、1つは固定資産税の上乗せなんですね。固定資産税に上乗せして、その上乗せ分を地域に還元していくという仕組みでございますので、どうしても税法に絡む話があるわけです。ですから、そういう仕組みができますと、ある意味ではエリアマネジメント団体が今求められているのは、行政とのコラボだろうと思っております、行政課題に対しても、あるいは地域の課題に対しても、一緒になってやっていく体制、素地をつくるということがこれからの中心市街地のマネジメントにはどうしても必要ではないかと思っております。

現実には福岡でもいろんな協働といいたいまいしょうか、行政との協働的な事業というのはたくさんやっておりますので、2億何千万円かは実は財界が負担しているというのが実情でございますから、やはりこれが安定的に継続できるような環境整備がどうしても必要だというふうに思っております。

【新藤内閣府特命担当大臣】

市長どうですか、こういうものに関するね、制度としてどう取り組むべきかというのは何かお考えありますか。

【高島福岡市長】

行政だけでまちづくりをしようとか、それから、社会保障を維持していこうとか、こういうものというのはもう本当に間違いなく限界があるわけであって、いかに協働していくかという点において、福岡はかなり先進的にエリアマネジメントに関して、もう既にいろんな取り組みをしております。そして、冬にはクリスマスのイルミネーションですとか、まちの清掃ですとか、いろんなそうした行政としてなかなか届きにくい、かゆいところにしっかり民間が主体となって盛り上げをつくっていただいているという意味からすると、今、中村会長がおっしゃったような行政と、そしてエ

リアの皆さんとの協働ということは非常に重要だと思います。それを持続的、安定的に行っていくためにも、安定的な財源をどう確保していくかということが非常に大事な課題だと思っておりますし、やっぱり今のような考え方自体は導入することは非常に意義があると思っておりますので積極的に、これは天神だけではなくて、博多駅周辺も含めて、こういった団体がもう既に存在をしておりますので、こういう皆さんとの連携は深めていきたいと思っております。

【新藤内閣府特命担当大臣】

これ私もいろいろ研究しますと、それはB I Dで事業者負担していただくと。しかし、その負担をする際には、地区の住民の投票を得ています。ですから、プランをつくって、まちぐるみでどんな仕事をするのかと、それを市民も選択をする。それが合意を得られたならば、その地区のサービスにかかるコストとして徴収をする。したがって、補助金はゼロです。公金を当てにするんじゃなくて、自分たちでそのお金を出して、それはみんなの合意を持ってまちを活性化させていくと、また治安を向上させると、こういう仕組みが必要だと思います。

これを、一遍に法律となればこれは全国でやることになりますから、非常にテクニカルな問題もあると思います。したがって、これはやはり特区の中で、福岡でこれをどういうふうにしていくか、新しい制度を提案していただけるといいかと、我々も一緒に研究したいと、また私たちが御提案したいと、このように思っています。大きな仕事もやっていくんだけど、その仕事を持続的に、また地域の住民も、それから、その他の商業者、また事業者も、みんなで参加できる仕組みをつくれるかどうか、こういうものが大きく膨らむかどうかだと思っております。ですから、きょうは非常に重要な御指摘をいただいているので、引き続いて研究していきたいと、このように思います。

【高島福岡市長】

今、福岡では全ての小学校校区単位で公民館をそろえていて、自治協議会が全ての校区で立ち上がっているんですね。そうした地域活動は盛んなんですが、そこもやはり財源を得るときに、当然どういうふうにお金を徴収するかというのはもう任意になってきたりとか、独自で集めているから、非常に安定的には難しいんですね。ですから、これは実はそういった各町内の活動もそうだし、まちの盛り上げというのも含めて、とても研究する価値が高いですので、とても大きな示唆をいただいたと思います。

【中村We Love天神協議会会長】

ちょっとせっかくですので、私はWe Love天神の会員の構成と、それから、どういう財源で運営をしているかということをおちょっと申し上げたいと思いますが、私ども現在、109会員ございまして、そのうち地区会員と申しておりますのが、地区の建物、地権者、管理者、大規模の商業者、それから賃貸者、それから地域団体、こういう方々から構成されております。これは36団会員でございます。それから、一般会員と申しまして、地区に関係する企業、団体、非営利団体、あるいは個人、こういう方が65会員でございます。それから、特別会員、行政機関、公的機関、教育研究機関でございますが、8会員でございます。市とか警察署、大学等でございます。

こういうメンバーの中で、会費でございますが、地区会員が5万円、一般会員が3万円負担しております。

【川本地域活性化推進室長】

それは年ですか。

【中村We Love天神協議会会長】

年です。それから、自治活動費と申しまして、実はこのB I Dに似ているんですが、建物の床面積に応じて地区会員が負担しております。これはAから8ランクございまして、5,000平米未満とか、5,000平米から1万平米未満とか、こういうランク分けしてございまして、活動費としましては10万円から150万円まで、そういう形での徴収をいたしております。

それから、先ほど言いました行政の負担金を行政からはいただいているということで、ただ、予算規模からいいますと、昨年の例でいいますと、2億3,000万円ほど全体で使っているんですが、この中で、年会費、自治活動費、行政負担金等で賄われている分は、実は13.7%しかございません。残りの77.8%、若干の繰り越しがございますので、それを除きますと77.8%になるんですが、これにつきまして、実は事業協賛金と申しまして、特別の事業に対して企業が負担しており、8割近くは関係企業が賄っているのが現状でございます。

以上でございます。

それから、もう1点よろしゅうございますか。

先ほど市長御説明ございました高さ制限のお話なんです、スピード感を持ってということがございますので、今、どういう事業が動いているかというのを若干、補足説明させていただきたいと思いますが、現在、この市役所の隣に天神明治通りという通りがございます。この沿線のエリアは17ヘクタールでございますが、東西の延長で700メートル、南北で240メートルのエリアでございます、このエリアの中の建築物の建てかえ事業及びそれに伴うまちづくりに取り組んでおるところでございます。

この地区は、まさに都市の中心部になる、核となる地区でございますけれども、先ほど市長の御説明でも若干触れられておりましたけれども、建物の老朽化というのがかなり進んでおまして、例えて言いますと、建築年数が30年以上のものが棟数で83%、床面積で95%を占めております。40年で絞りましても、棟数で31%、床面積で38%が老朽化しているという状況でございます、いわゆる耐震上、あるいはIT対応という観点からも、非常に建物の更新を要するという状況になってございます。

それから、地元の組織でございますけれども、平成20年に地権者、建物所有者等から構成されます天神明治通り街づくり協議会というのが設立されておまして、昨年には大多数の関係者の総意のもとに、都市計画に基づきます地区計画の方針を法的に決定いたしておまして、現在、もう既に第1号の建築物の解体に着手しているところでございます。

協議会としましては、この事業を連鎖的に取り組みたいというふうに考えているところでございますけれども、先ほども御説明でございますように、空港が近いという反面、高さ制限があることによって、あるいはまた、地元の実情としましては、建物の敷地面積が余り広くないということもございまして、事業の採算性あるいは広場やセットバック等のセミパブリックな空間確保ということに非常に苦慮いたしておまして、事業者の意欲の面、あるいは良好な街並み形成の面からも大きな支障になっているというのが実情でございます。

このたび、エリア単位での緩和ということを掲げているところでございますけれども、現在は、例えば避雷針であるとかタワーとかが近辺にありますと、傘の理論と言っていますが、その影響の範囲内では緩和されます。それは個別の審査という形になっておりますが、今申し上げたように、17ヘクタールというエリアで取り組んでいるまちづくりでございますので、そのエリア全体を一つの単位として緩和の措置をしていただけないかなというのが私どもの願いであり、空港の高さ制限は、これは財界の昔からの実は大きな願いの事項でございまして、これが緩和されることによって、

私どもはこの福岡、九州を牽引される地区が形成されるというふうに思っておりますし、ちょっとオーバーかもしれませんが、ひいては国家戦略に大いに寄与する地区になり得るのではないかと確信いたしているところでございます。

以上でございます。

【高島福岡市長】

ちなみに福岡市としても、容積率のほうは福岡市のほうの緩和ができますので、福岡市としては、これがばちっとできるようなもう制度もつくりましたので、容積率はしっかりできます。あとは高さだけです。

【新藤内閣府特命担当大臣】

それは私、先ほど申しましたけれども、これは、福岡の今、非常にこの産業を活性化、成長させる上での、そこは逆に、この規制というものを見直すことによれば、これは成長要因だと思うんですね。

一方で、これはランドスケープとしてはまちの財産でもあるわけです。ですから、こういうまちの特徴をまずは生かしながら、エリアというのを平面ではなくて立体とか、もしくはまた、俯瞰する、そういう観点から検討いただいて、そういう計画をつくっていただくと、これはまたさらに、これによって新しいまちづくりができるということになってくると、またスピードが違ってくるんじゃないかと。これはぜひ、私の個人的な思いも含めてお願いしたいと思います。

【竹中国家戦略特別区域諮問会議有識者議員】

今の中村会長のお話、よく理解できますし、新藤大臣おっしゃったとおりなんだと思います。

今までの議論を踏まえて、改めて私の頭の整理をさせていただいているんですが、小泉政務官が最初におっしゃったように、それぞれの面についての工程表を、次回、ぜひ明確にさせていただいて、それで、国が掲げたという初期メニューの中で、福岡市も、きょうのプランの中では出てきていないものについてもぜひ具体案を出していただいて、その中でも、特にワンストップセンターの設立に先鞭をつけるということは、ぜひ最優先課題にさせていただくと。そして、国のほうは国のほうで、先ほど藤原次長からも説明していただいた、これについては告示の問題、これについては法律の間

題、これについては運用の問題という整理と、それと工程表を一緒につくっていただいて、それで、市の計画と国の再生整備が矛盾ないかということを議論していくのが、多分次の重要なステップなのではないのかなと思います。

それで、B I Dについての研究は、これは双方でもう少し、大臣も海外に行っていただけるようですから、そうするという、次の宿題にすると。

その上で、もし今のでよろしければということで事務局に確認しますが、ちょっとこれはすごくぼわっとした話で、ブレインストーミング的になるんですけども、ぜひ市長のほうでいろいろ考えていただきたいのは、これから、これは国全体の新しい成長戦略の方向として、私自身も総理にぜひ申し上げたいと思っておるんですけども、キャピタルリサイクリングというのが世界の政策の中で非常に大きな注目を集めるわけですよ。

お金のかかることはいっぱいあるわけです。でも、そんなお金はどこもないわけです。で、今ある公的部門が持っている施設を民間に活用してもらって、運用権を売るとか、場合によっては民営化すると。それが、実は今度の成長戦略の中に入っているコンセッションであるわけですけども、例えば、大阪市、浜松市は上水道の運営権を民間に売ってわけですよ。そうすると、お金が入ってくるから、それでまた新しい事業をやれるというリサイクリングになると。ただし、そのときにいろいろ法律の制約があるわけですね。空港の運営権を民間に売るときには、例えば、そこで働いている公務員が、管制塔の公務員が引き続き民間で働けるようにするためには、法律上の特例が要るとか、規制が要るとか、そういうものについては、例えば、特区でやるというふうなことができてくると思います。

で、私が申し上げている話、非常に大きな話、いろいろ考えていく中で、重要な規制緩和の問題を特区の中で全面的にやると。だからそういう発想をどこかで入れていただいたら非常に全国に対する先鞭をつけることになると思いますので、これはちょっと大きなお願いですけども、ぜひ検討を市長にはしていただきたいなと思います。

【高島福岡市長】

ちなみに、福岡市役所の今反対側、隣に西側広場という市役所の広場があるんですが、ここも公有地なんですけど、実は民間に1,000万円で場所を貸すようにしたんですね。ですから、1,000万円で福岡市役所として新しい財源が入ってくるようになり、しかも行政が運用するとどうしても制限制

限の話になるんですが、民間でそこをとったところは、その元を取るために一生懸命いろんな販わいをつくろうと頑張るわけですね。それで、福岡市役所の西側広場は毎週のように今イベントが開かれるようになり、かつ福岡市に新しい財源が入ってくるようになった。こういうチャレンジも福岡市役所として、今実は去年からスタートしていますので、どんどんチャレンジはしていきたいと思えます。

【竹中国家戦略特別区域諮問会議有識者議員】

福岡空港をやりましょうよ。

【高島福岡市長】

空港、はい、今まさに検討中の問題でございます。

【小泉内閣府大臣政務官】

ちょっとよろしいですか。もう残り時間もないかと思えますので、短くて結構なんですけど、中村さんに1つお伺いしたいのは、資料の3ページですけど、きらめき通りのところが書いてあるんですが、これ国家戦略道路占用事業ということで、私が聞いている限りだと、国家戦略特区に指定された地域では結構やりやすいことだからゆえに、いろんなところでやろうやろうと出てくると思うんです。だけど、福岡の場合は、もう既に過去の社会実験の経験があると書いてありますが、この過去の社会実験の結果出てきた課題とかがもしもあれば、ちょっと御紹介をいただきたいと思えます。

それと、あと高島市長には、先ほど竹中先生がおっしゃいましたが、ぜひ10月のオープンに向けて、この区域会議の開催機会、推進の1つのツールとしても使っていくような発想を持ってほしいと。例えば、来月の7月、その次の8月、そしてその次の9月、この区域会議を仮に毎月開催しようということがあれば、10月までにあと3回できるわけですね。そうすれば、途中で出てくるさまざまな課題とか、そういったものを処理するような、こういったことでも使えると思えますので、この区域会議の開催頻度ということも、工程表のロードマップも含めてぜひ考えていただきたいと、こういうふうに思えます。

【中村We Love天神協議会会長】

それでは、まず社会実験のことについてお話しします。

実は、このきらめき通りでは、昨年初めての社会実験をやりました。これは実は、公安委員会、県警との協議の中で、この位置が実は交通処理上、結構難しいところもございまして、なかなか全面開放という形には至りませんで、いわば歩道部分の開放、あるいは先ほど申しあげましたセットバック空間と一体的な歩道部分の開放という形での社会実験でございます。

今回目指すものは、もう少し広い空間で協議を今お願いしているわけでございますので、若干意味合いは違います。ただ、御理解は多分得られるのではないかと期待しておりますけれども、市民とのふれあいの場、交流の場に使用させていただけないかなということで、現在協議を進めさせているところでございます。

社会実験、たまたま去年の社会実験の日が天候がちょっと余りよろしくなくて、私どもが目指しているほどの賑いはなかったというのが結果ではございますけれども、いずれにしても、日曜・祭日は非常に人の交流の多いところでございますので、私どもの、ある意味では福岡の活力の象徴みたいな空間として、位置づけといたしまししょうか、アピールできていくんじゃないかと思っております。

【小泉内閣府大臣政務官】

ありがとうございました。

【藤原地域活性化推進室次長】

お時間もそろそろでございます。忌憚のない御意見をいただき大変ありがとうございました。御意見につきましては、区域計画に反映させていただきます。また、区域計画につきましては、国家戦略特区法上の所要の調整を図った上で、次回の区域会議にまたお諮りをしたいと思います。

それでは最後に、新藤大臣より一言お願いいたします。

【新藤内閣府特命担当大臣】

大変活発な御議論をいただいたと思っております。何よりも、私たちは実践的に進めていかなく

てはいけないという意味において、スケジュールをきちんと管理していかなくてははいけない。ですから、これをそれぞれ工程表をつくり目標を定めていこうと。それから、私ども、この戦略特区の推進事務局といたしまして、これ既にもう連日全ての検討項目について作業を始めています。ですから、法律改正が伴うもの、それから制度の運用でできるもの、また各省の調整によって新たなルールをつくるもの、いろいろな形があつて、それはもう我々も整理をして作業をしているわけでありますので、ぜひともに事業体として、その気持ちを持って進めていきたいと、このように思っています。

今回の特区会議は、やはり夏ごろには開催したいと思います。ですから、次の会議で決められるものは事業の認定をしよう、このように考えているわけです。総理がおっしゃるように、秋から事業開始に入ることからすれば、次で決められるものは決める。それから、その計画の中には、まだ調整中だが、これは事業として入れ込んでいこうというようなものは、これはメニュー出しも含めて位置づけたいと、このように思っています。

国家戦略特区の非常に大きな特徴の一つは、法律における特定事業に位置付けられるものは、あらかじめ、その事業に対して新たに参加者を募ることができるんです。これはもう法律でそのように仕組んであるんです。ですから、自分たちが始めたものが、それならば我々も入るよと、こういうふうにして事業は提案のときよりも必ず膨らむようになっているんですね。それから、具体的に決着ついたものを進めながら、折々に新たな提案を随時受け付けます。ですから、今全く議論にされていない規制緩和の項目であっても、これはもちろん初期メニューをまず徹底することが重要なんですけれども、それとあわせて、この次なる展開を図っていききたいと。

ですから、通常事業というのは提案をして、この計画ができるとそれを実施することが全てになるんですけど、国家戦略特区は、この提案をいただく事業が決定すると、そこからさらに膨らんでいく。こういうのを我々ローリングと呼んでいるんですけど、このローリング度合いが大きければ大きいほど、この経済への刺激は多くなるということでありまして、この福岡につきましても、ぜひこの特区における特徴というのを生かしながら、また大いなる実験でありまして、福岡でできるんなら我々もやりたいと。また、福岡に参加したいという人も出てきます。ですからそういうものを呼びかけられるように心がけていきたいと、このように思います。本日は1回目ではありますが、単なる立ち上げではありません。もう完全に実務の会議になっているわけでありまして、次回以降もそういった形で精力的に進めていききたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、竹中先生と小泉先生と、わざわざ御苦労さまでした。ありがとうございました。

【藤原地域活性化推進室次長】

新藤大臣、ありがとうございました。

それでは、これもちまして第1回の福岡市区域会議を終了させていただきます。

次回の日程につきましては、事務局より後日連絡をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。